



質問

総会で議案化されなかった工事を予備費の枠を利用して実施することは可能ですか。

(相談概要)

総会決議に基づいて大規模修繕工事を実施予定です。当該工事を実施するにあたり、総会で議案化されなかった工事を当該工事の予備費の枠を利用して追加で実施できないかと理事長から相談がありました。可能でしょうか。



回答

総会で承認されていない工事になりますので、理事長の判断で実施することはできません。予備費は、あくまで総会承認を得た工事、またはそれに付属する工事において、不測の事態等により、本予算では賄いきれない場合に備えて確保しているものであり、総会で承認された工事内容の範囲を超えて実施する工事のために利用できるものではありません。追加で実施したい工事があるのであれば、改めて議案化し総会承認を得るべきでしょう。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。